

本連載目次

- 意匠法の目的(92～93号)
- 保護対象(94～113号)
- 意匠の表現と認定(115～123号)
- 意匠の類似と類否判断(126～135号)
- 意匠の創作非容易性
 - I. 創作非容易性要件の意義
 - II. 判断対象(本件意匠)
 - III. 対比対象(引用例)
 - IV. 判断主体
 - V. 創作非容易性判断の手法
 - 1. 『意匠審査基準』の判断手法の概要
 - 2. 判断基準①着想の新しさや独創性
 - 3. 判断基準②ありふれた手法(以上本号)
 - 4. 判断基準③ほとんどそのまま(以降次号)
 - VI. まとめ

I. 創作非容易性要件の意義

1. 創作保護

意匠の創作非容易性要件(意3条2項)は、①創作保護、②創作利用、③創作奨励を企図し最終的には産業発達を目的とする登録要件であり、新規性要件とともに意匠法が保護する創作内容を具体的に規定している。

創作非容易性要件の趣旨について、『意匠審査基準』(令和3年3月)(以下、『基準』という。)は、「当業者が容易に創作をすることができる意匠に排他的な権利を与えることは、産業の発展に役立たず、かえってその妨げとなる」と述べる*1。「優れた意匠を商品に応用することによって需要が増加し、産業

の興隆が実現される」*2ことから、優れた意匠とはいえない容易に創作された意匠は保護しないとしたものである。

しかし、創作非容易性要件が対象とするのは創作非容易な意匠であり、意匠的価値が高く需要増大をもたらす優れた意匠とは異なる。優れた意匠の評価は、意匠法の役割ではなく、市場の評価に任されている。平成10年の創作非容易性要件改正について、「創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すべく、創作非容易性の要件を引き上げた」*3と説明されるが、この「創作性の高い意匠」の内容を具体的にする必要はある。

2. 創作利用

創作非容易性要件は、高度な創作の保護を企図するものであるが、一方で、容易な創作の利用(自由利用)を図るためのものであり、意匠実施の促進を目的とするものである*4。特に、部分意匠については利用創作や利用実施が多いと思われ、これを阻害しないようにする必要はある。

また、新規性要件の範囲は公知意匠に「類似する意匠」であり(意3条1項3号)、保護範囲(権利範囲)と共通する範囲である。一方、創作非容易性の範囲は、保護範囲とは関係なく、単に自由利用の範囲である。創作非容易性レベルが高い意匠だけを保護する場合、レベルは低い新規意匠的価値の高い意匠までも保護されないこととなり、かえって産業発達を阻害する可能性が懸念される。適切な創作非容易性要件レベルを設定すべきであり、類似範囲(保護範囲)を超える創作非容易性範囲をどの程度にすべきか慎重な検討がある。